

A42 診療所（医科・歯科）の事業所得を計算する場合、年間の社会保険診療報酬の額が5,000万円以下の場合、特例計算の適用を受けて概算経費にて所得を計算することが出来ます。（租税特別措置法 第26条）

国税庁調べによると平成21年分の開業医の41%（会計検査院の平成15年度決算検査報告では、個人の38.6%）が適用している制度です。

診療所の収入を大別すると、①社会保険診療報酬、②自由診療収入、③その他の収入に区分されます。このうち、社会保険診療報酬については租税特別措置法 第26条の規定により、その年分の社会保険診療報酬の金額（源泉徴収税額を差し引く前の金額）が5,000万円以下の場合に限り、実際の必要経費によらないで、次の『経費速算表』に掲げる社会保険診療の金額の区分に応じて『経費の計算式』にあてはめて計算した金額を事業所得の必要経費とすることができます。

【社会保険診療報酬に係る経費速算表】

| 社会保険診療報酬の金額（A） | 経費の計算式 |
|--------------------|----------------------------|
| 2,500万円以下 | $(A) \times 72\%$ |
| 2,500万円超 3,000万円以下 | $(A) \times 72\% + 50$ 万円 |
| 3,000万円超 4,000万円以下 | $(A) \times 62\% + 290$ 万円 |
| 4,000万円超 5,000万円以下 | $(A) \times 57\% + 490$ 万円 |

概算経費率は、社会保険診療報酬が5,000万円以下のときに選択することができますが、自由診療収入がある場合は、必要経費を社会保険診療と自由診療のそれぞれにかかる固有経費と共通経費とに分け、さらに共通経費は按分して所得計算をします。従って、全体の収入に占める社会保険診療収入の割合やそれにかかる固有経費の額によって、有利不利の関係が変動しますので、個別に判断しなければなりません。

なお、青色申告者が家族に事業専従者給与を支給して必要経費に算入するより、概算経費率を用いたケースのほうが、有利になることがあります。

措置法の場合、専従者給与を支給するか否かに関わらず、概算経費により必要経費に算入できる額は既に決まっているため、有利の上で支給した場合は、その専従者給与に係る所得税分等を損してしまうことが考えられます。もし専従者給与を支払った後で、概算経費のほうが有利と判明しても、専従者給与（源泉所得税を支払済み）を取り消すことはできませんので、専従者給与にかかる所得税や住民税の金額も考慮し、必要経費への算入を検討する必要があります。

【事例】〇〇内科診療所

| | |
|----------|-------------------|
| 社会保険診療報酬 | 4,500 万円（窓口収入を含む） |
| 自由診療収入 | 1,000 万円 |
| 雑収入 | 150 万円 |
| 共通経費合計額 | 3,500 万円 |
| 事業税 | 10 万円 |
| 調整率（内科） | 85% |

実額計算

収入合計＝社会保険診療報酬 4,500＋自由診療 1,000＋雑収入 150＝5,650 万円

収入合計 5,650－必要経費 3,500－事業税 10＝**2,140 万円（所得金額）**・・・①

措置法第 26 条適用

実額計算による所得 2,140 万円－※95.75 万円＝**2,044.25 万円**・・・②

（※措置法差額の計算方法）

診療報酬による収入割合＝1,000/5,500×100×85%（調整率）＝15.45%

自由診療に係る経費（3,510 万円－10 万円）×15.45%＋自費に係る経費 10 万円＝550.75 万円

保険診療分に係る経費 3,510 万円－550.75 万円＝2,959.25 万円

措置法 26 条による社会保険診療分の経費

4,500 万円×57%＋490 万円＝3,055 万円

社会保険診療分と措置法による金額との差額

3,055 万円－2,959.25 万円＝95.75 万円

結 論

①>②となるため、実額計算するよりも措置法第 26 条を適用する方が、所得金額が約 95.75 万円少なくなり有利となります。

なお、毎年『措置法第 26 条を適用した所得計算による申告』と『実額による所得計算による申告』の有利選択ができますが、その年においてどちらか一方を選択し確定申告した場合、その後の修正申告又は更正の請求で他方が有利であることが判明しても、その計算方法の変更はできません。